

「今後の我が国植物検疫の在り方に関する提言」
植物検疫に関する研究会報告書

平成16年 5 月

目次

はじめに	1
1 植物検疫制度の概要	2
（1）植物検疫の仕組み	2
（2）植物防疫所の組織	3
2 植物検疫を巡る情勢の変化	4
（1）輸入農産物の増大・多様化の進展	4
（2）病害虫診断技術等の高度化	5
（3）国際基準の進展を踏まえた国際的な検疫手法との調和	5
（4）食の安全・安心に対する配慮	6
（5）検疫手続の迅速化・24時間化	7
（6）植物防疫所に対する新たなニーズ	7
（7）新たな病害虫の発見状況	7
（8）輸出検疫の一層の取組み	8
3 植物検疫の今後の方向	9
（1）植物検疫の基本的役割	9
（2）輸入植物検疫の一層の重点化	10
（3）食の安全・安心への配慮	13
（4）輸出入・港湾手続の24時間・365日化等貿易・物流分野のニーズへの対応	14
（5）生物多様性の保全等植物検疫以外の分野からの新たなニーズへの対応	15
（6）その他	15
おわりに	17

はじめに

我が国の植物検疫制度は、植物防疫法に基づき実施され、昭和25年の同法の制定以来、国内における病害虫の防除対策とともに植物防疫対策の柱として、有用な植物を害する病害虫の侵入・まん延を防止することにより、我が国の農業生産の安全・安定に重要な役割を果たしてきた。特に、高温多湿で病害虫の発生に好適な環境を備えた我が国では、重大な被害をもたらす海外の病害虫が一旦侵入すると、急速にまん延して農業生産に不可逆的な損害をもたらすおそれがあり、国際的な物流の拡大に伴い、水際において病害虫の侵入を阻止する植物検疫の重要性は年々高まっていると考えられる。

更に、近年は輸入農産物の増加及び多様化の進展、植物検疫措置に関する国際協調の必要性の増大など、植物検疫を巡る情勢は大きく変化してきている。こうした状況の中、現在の我が国植物検疫制度について、様々な角度から再点検を行い、今後の在り方について検討する必要があるとの認識から、植物検疫に関する研究会を開催し、議論を重ねてきたところである。

議論に際しては、植物検疫措置の中核である技術的措置に知見を持つ植物病理学、応用昆虫学等の専門家に加え、消費者、流通、マスコミ、法制度等多様な分野の委員による検討を行った。また、研究会委員による植物検疫の現地調査を実施するとともに、生産者団体、種苗業界、我が国への農産物輸出国の代表者から意見を聴取し、植物検疫の実態とあわせ、植物検疫と密接な関わりをもつ関係者の意見を踏まえた検討を行うよう努めてきたところである。

これらの検証、議論等を踏まえ、今後の植物検疫のあるべき姿について、本研究会として以下のように提言を取りまとめた。

1 植物検疫制度の概要

今後の植物検疫の在り方について議論を行うに先立ち、現在の我が国植物検疫制度の概要について現状把握を行った。

(1) 植物検疫の仕組み

まず、植物検疫は、「輸入植物等を検疫し、病虫害の我が国への侵入を防止し、もって我が国の有用植物を保護し、農業生産の安全を図ること」を目的としている。過去の諸外国への侵入事例や、沖縄、奄美群島等に侵入したミカンコミバエ種群・ウリミバエの根絶にはそれぞれ18年、22年という歳月と約50億円、204億円の直接防除費を要したという事例(表-1、図-1)が示すように、農業生産に深刻な被害を与える病虫害の侵入・まん延が多大な社会経済的損失をもたらすことが明らかである。こうした損失を未然に防ぐため、諸外国と同様に、国際植物防疫条約(IPPIC)¹に基づき、我が国は植物検疫を実施している。

我が国の植物検疫制度は、有害動植物が国境を越えて侵入し、まん延することを防止する「国際植物検疫」と、国内に新たに侵入し、又は既に国内の一部に存在している有害動植物のまん延を防止する「国内植物検疫」に分けられる。更に、我が国の農作物に重大な損害を及ぼすおそれがある病虫害が新たに侵入した場合等の早い機会にこれらのまん延を防ぐため農林水産大臣が緊急に防除を実施する「緊急防除」で構成されている。

更に、国際植物検疫は、海外からの植物の輸入に伴う病虫害の侵入を防止する「輸入植物検疫」と我が国から海外への有害動植物の移動を防止する「輸出植物検疫」からなる。一方、国内植物検疫は、種苗の生産・移動に伴う病虫害のまん延を防止する「指定種苗検疫」、国内の一部に分布している病虫害のまん延を防ぐために当該病虫害が付着するおそれのある植物等についての「移動規制」からなる。(図-2、図-3)

¹ 植物の病虫害に対する防除並びにまん延の防止、特に、国境を越えての侵入の防止に関する国及び国際間の活動を促進、調整することを目的として締結された国際条約で、1991年に改正が行われ、現在127カ国が加盟している。

これらのうち、海外からの病害虫の侵入・まん延を防止する輸入植物検疫の仕組みを概観すれば、

植物の全荷口を対象に検査しており、輸入禁止品に該当する場合は廃棄するとともに、輸入禁止品に該当しないものについて、検査により検疫有害動植物が発見された場合は不合格となり消毒等の措置が必要（図 - 4）

病害虫が付着するおそれのない植物加工品（木工品や製茶等）等は検査対象外（表 - 2）

万一侵入・まん延した場合、我が国の農業生産に重大な影響を及ぼすおそれの極めて高い病害虫であって、的確な検査方法がないものについては、それらの病害虫、発生地域及び寄主植物を省令で指定し、発生地からの寄主植物の輸入を原則禁止（表 - 3）

果樹苗木・球根・イモ類等の種苗類については、通常の検査ではウイルス病等の発見が困難であり、栽培して綿密な検査を必要とすることから隔離検疫を実施（表 - 4）

輸入時における検査では発見が困難な重要病害虫が付着するおそれが高い植物については、輸出国における栽培地検査を実施（表 - 5）となっている。

（2）植物防疫所の組織

植物検疫の業務を行う植物防疫所の組織は、農林水産省の施設等機関であり、全国に本所、支所、出張所（5本所、14支所、55出張所；平成16年4月1日現在）という3段階の体制で構成されている（図 - 5）。植物検疫の実務に当たる植物防疫官を含めた植物防疫所の定員は、業務量の増加に応じた増員が図られてきており、平成7年度末の872名から平成15年度末には948名に増員されている（図 - 6）。

2 植物検疫を巡る情勢の変化

近年、植物検疫を巡る情勢は大きく変化してきている。今後の植物検疫の在り方を検討する上では、これらの変化を的確に把握し、適切に反映する必要があることから、本研究会では植物検疫の動向について以下のとおり取りまとめた。

(1) 輸入農産物の増大・多様化の進展

平成7年に57万件であった輸入植物検査件数(貨物)は、平成15年には73万件に増加するなど、国民の豊かで多様な食生活、生活に潤いを求める動き等を反映し、引き続き増加する傾向で推移している(図-7)。中でも、近年、栽培用苗・球根の検査件数の増加が著しく、平成7年に17万件だった件数は平成15年には27万件にまで増加している(図-8、表-6)。

また、輸入植物検査の対象とした品目数及び輸入植物の輸出国・地域数の推移をみると、検査品目数については、平成7年には7千品目であったものが、平成15年には7千7百品目と7百品目の増加が見られ、我が国への輸出国・地域数についても、平成7年の122国・地域が平成15年には174国・地域に増加しており、食生活の多様化等を反映し、検査件数と同様に引き続き増加する傾向を示している(図-9、図-10)。

このような輸入植物の増加並びに品目及び輸出国の多様化は、我が国への病虫害の侵入の可能性にも少なからぬ影響を与えているものと考えられる。

主な品目別に特筆すべき点をみると、栽培用苗・球根類の輸入量は、平成に入り大幅に増加し、近年は横ばいの傾向で推移している。これらの苗・球根類や栽培用の種子は、生きた植物体そのものの輸入であり、多くの種類の活性の高い病虫害が付着している可能性が高く、侵入した場合にまん延するリスクも高いことから、植物検疫上特に注意を要するものである。急激な増加の後、近年は輸入量が16億本程度で推移している切花や、近年まで増加傾向にあり、その後は輸入量の減少傾向を示している果実・野菜類等の「青果物」については、活性の高い病虫害やコナジラミ、アザミウマ、ミバエ類等の微小重要害虫が付着することが多いことから、輸入

検査に当たっては注意が必要である（図 - 11、表 - 7）。その一方で、冷凍青果物、嗜好香辛料等では、直近5年間の検査ですべて合格となった品目も多く見受けられる（表 - 8）。

（2）病害虫診断技術等の高度化

輸入される植物の形態は様々で、付着する病害虫の種類・寄生様態も多様であるため、植物防疫官の専門的知見を生かしつつ植物や病害虫の多様化に対応した様々な検査を行ってきている（表 - 9）。更に、平成8年の植物防疫法の改正において、検疫有害動植物の概念が導入されたことにより、検査で発見された病害虫が検疫有害動植物に該当するか否かを迅速に判断するために、より精密な種の同定の必要が生じた。そこで、平成8年度より病害虫の種類判定のため、専門的知識を持つ「同定官」を植物防疫所に配置（平成16年度末現在50名）している（図 - 12）。これにより、検査を担当する植物防疫官を同定の面から支援し、病害虫の迅速かつ的確な診断が行えるようになるなど、高度な診断体制が整備されている。

また、必要な技術の開発や導入にも積極的に取り組んでいる。例えば、カンキツグリーンング病菌のPCR法²による検出等新たな病害虫の検査方法の導入や、臭化メチル代替剤の開発等新たな消毒方法の開発も進められている（表 - 10）。

（3）国際基準の進展を踏まえた国際的な検疫手法との調和

植物検疫を巡る国際情勢について特筆すべき点としては、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）を規範として植物検疫を含めSPS措置の国際調和が進展していることが挙げられる。このような流れの中で、IPPCにおいて、植物検疫措置に関する国際基準の策定が進み、こ

2 ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction:加熱による DNA の構造変化とDNA合成酵素を利用して急速にDNAを増殖させる反応)を用いた分析手法

3 WTO協定の一部で、病害虫の侵入防止を図りつつ、貿易に対する影響を最小限にし、衛生植物検疫措置の実施の調和及び透明性確保のための指針となる規則及び規律の多国間の枠組み

れまでに、21の国際基準が承認されている。我が国としても国際基準を踏
まえた植物検疫措置の適用が必要となっている（表 - 11）。

また、I P P Cに規定する「検疫有害動植物」の定義に関連し、その構
成要件の一つとなっている「公的防除」の概念⁴については、2001年4月に
開催された植物検疫措置に関する暫定委員会（I C P M）において、その
定義並びにその概念の解釈及び適用を明確にするためのガイドラインが採
択された（表 - 12）。

更に、国際的ルールと我が国への病虫害の侵入防止措置との調和のため
の手續を端的に示す最近の事例として、米国産りんごの火傷病に係る植物
検疫措置のW T O協定（S P S協定等）との整合性を巡り、W T O紛争解
決手續に基づくパネル・上級委員会審議が行われたことが挙げられる（表
- 13）。なお、本件について、我が国は、W T O紛争解決機関から措置
をS P S協定に整合させるよう勧告を受け、本年6月30日までに勧告
を実施することで米国と合意したことを踏まえ、本研究会の下に「米
国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置に関する分科会」を置き、日
米協議に向けた技術的検討を進めているところである。

（4）食の安全・安心に対する配慮

B S E や食品表示偽装問題等食品の安全に対する国民の信頼を揺るがす
事件が続発したことを踏まえて、農林水産省においては、消費者を重視し
た農林水産行政を確立するため、昨年7月に産業振興部局とリスク管理部
局を分離し、消費者行政とリスク管理業務を担う「消費・安全局」が新設
された。植物検疫及び病虫害の防除に係る事務を担当する植物防疫課も生
産局から消費・安全局へ移行し、リスク管理の強化や食の安全・安心の確
保に資する観点から植物検疫等の業務を行う必要性が生じている。

4 植物防疫法による「検疫有害動植物」の定義は、国内既発生有害動植物のうち、国により発生予察
事業その他防除に関し必要な措置がとられているものを「検疫有害動植物」としており、「公的防除」の
概念の適用可能性は、我が国の検疫有害動植物の定義上、重大な影響力を有する。

(5) 検疫手続の迅速化・24時間化

地方分権や規制改革推進の一環として、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、地域での構造改革を進める構造改革特別区域（構造改革特区）が全国各地に設定されている。一部の港湾地域を抱える地方公共団体では、物流の国際競争力強化等のため、税関の執務時間外における通関体制の整備等の特例を求める「国際物流特区」等の設定を提案し、これまでに京浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、北九州港、博多港等が認定されているところである。これまでの国際物流特区の設定に際しては、植物検疫上は法令等の特例措置を必要としていないが、これらの特区における検疫手続の迅速化・24時間化等に対応した検査体制の整備について、地元自治体等の要望を踏まえ、適切な対応が求められている。

(6) 植物防疫所に対する新たなニーズ

従来の輸出入植物の検疫に加えて、植物防疫所はその立地、知見を生かし、近年の社会的ニーズを踏まえた新しい業務の実施を要請されている。例えば、生物の多様性に関する条約のバイオセイフティに関するカルタヘナ議定書の担保法である、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の成立に伴い、植物防疫所は、未承認の遺伝子組換え植物が混入して輸入されるおそれが高い場合などを対象に、混入の有無等を検査する業務を担うこととなっている。

(7) 新たな病害虫の発見状況

近年の輸入植物の増加に伴う輸入植物検査対象の品目数及び輸入植物の輸出国・地域数の増加、航空貨物による迅速な輸送等の輸送手段の発達等に見られる植物検疫を巡る状況の変化は我が国への新たな病害虫の侵入の可能性に少なからぬ影響を与えている。

実際に我が国で新たに発見された病害虫数の推移をみると、1970年代に23種であったものが1990年代には38種と増加している（図 - 13）。これらの病害虫の中には、イモゾウムシのように植物防疫法に基づく緊急防除の対

象となったものや、イネミズゾウムシやオンシツコナジラミのように全国に分布を拡大したものも含まれているが、これらの新たに発見された病害虫については、多くの場合において、その侵入経路等の推定が困難な状況となっている。

(8) 輸出検疫の一層の取組み

我が国農産物の輸出については、高級品を中心として米国等にとどまらず、近隣諸国にも需要があると考えられる。我が国としては製品差別化等の商業的努力に加え、これら輸出先から信頼を得られる科学的な輸出検疫が一層求められることになる。

3 植物検疫の今後の方向

(1) 植物検疫の基本的役割

前述したように、近年においても輸入農産物の増大・多様化は一層進展し、検査技術の高度化が見られるほか、国際基準との調和が一層求められるようになってきている。更に、植物防疫所には新たなニーズに対する対応も求められている現状にある。

このような情勢の変化に適切に対応する上では、我が国の植物検疫制度の不断の見直しが必要であることから、今後の植物検疫の方向性について、本研究会として以下のように取りまとめた。

まず、植物検疫は「輸入植物等を検疫し、病虫害の我が国への侵入を防止し、もって我が国の有用植物を保護し、農業生産の安全を図ること」を目的とするものであることを再確認し、これを基本認識として種々の情勢の変化に対応するべきである。昭和25年の植物防疫法の制定以来、我が国の植物検疫制度は、国内の病虫害の防除対策とともに、新たな病虫害の侵入・まん延を防止することにより、我が国の農業生産の安全を確保する上で極めて重要な役割を担ってきたものといえ、引き続きその役割は重要なものと認識する。この役割を損なうことのないように留意しつつ、新たな情勢の変化に対応するべきである。

その一方で、本目的を達成するために、国が膨大な行政コストをかけることは許されないことも認識して今後の方向性を検討する必要がある。

このような認識の下、本研究会では新たなニーズも踏まえ、具体的には、

輸入植物検疫の一層の重点化

食の安全・安心への配慮

輸出入・港湾手続の24時間365日化等貿易・物流分野のニーズへの対応
生物多様性の保全等植物検疫以外の分野からのニーズへの対応

その他（輸出検疫の充実、植物防疫所業務の広報）

等を植物検疫が本来果たすべき役割を損なうことのないように留意しながら具現化していくことが必要であるとの結論となった。以下、その具体的

な方向性を示す。

(2) 輸入植物検疫の一層の重点化

病害虫の侵入防止に向けた重層的対応の強化

輸入植物の量的増大及び多様化に対応するためには、我が国は検査方法、消毒方法、病害虫の迅速な同定方法等の開発を進め、輸入植物検疫の一層の重点化を図ることが必要である。また、新たな病害虫の侵入防止に全力を尽くす一方で、重層的な対応を図り、何らかの経路により我が国に侵入した病害虫のまん延防止のための適切な対策を強化する必要がある。

この基本認識に立ち、まず断固侵入を阻止すべき病害虫（輸入禁止植物の禁止要因となっている病害虫等）については、我が国への侵入の未然防止の徹底を図ることが重要である。このため、発生地からの寄主植物の輸入を原則として禁止するとともに、輸出国において輸入禁止対象病害虫に対する完全殺虫技術等、我が国への当該病害虫の侵入を完全に防止するための検疫措置が開発された場合にのみ認めている条件付き輸入解禁措置（表 - 14）を講ずるに当たっては、科学的な知見を踏まえて引き続き万全の対応を行うべきである。

次に、我が国にとって重要な病害虫が万一侵入した場合、早期に発見し、そのまん延を未然に防止するため、各地の海空港等において実施している重要病害虫の侵入警戒の充実・強化を図る必要がある（表 - 15）。また、新たな病害虫の発生が見られた場合、病害虫の危険度や有効な防除方法の有無等に応じて、国及び都道府県が講じるべき措置を取りまとめた行動計画を策定し、当該病害虫のまん延を防ぐため、各機関が連携し、適切で速やかな対応を取れるよう体制を整えておくことが必要である。

重点化の方向性

重要病害虫の侵入を的確に防止するためには、今まで以上に植物検疫の重点化を図り、メリハリを付けたものとする必要がある。このためには、リスク管理に先立ち、科学的な知見に基づくリスク評価を、I P P C等における国際的な基準も参酌し、機動的かつ弾力的に行い、リスク

に応じた適切な植物検疫措置を講じることが望ましい。

このため、

) 果樹苗木・球根・イモ類等の種苗類については、輸入された後に直接ほ場に植えられ栽培に供されることから、これらに付着して病害虫が侵入した場合に栽培ほ場等を通じて容易にまん延するリスクが極めて高く、また、輸入時点での肉眼検査を主体とした検査では、栽培中でなければ病徴が発現しにくいウイルス病等の発見が困難である。したがって、これらについては、

a) 隔離検疫対象とする種苗類の見直し・拡大、

b) 現在肉眼での検査を主体に対応している栽培用苗については、より精密な検査法の導入

等による検査体制の強化が必要であると考え。特に、我が国が侵入を警戒する重要な微小害虫等は、国内で広域的に取り引きされている輸入種苗類を通じてまん延することを防ぐため、輸入検疫において、その有無を速やかに、かつ、確実に発見するための検査手法の開発が必要である。

) また、一部の冷凍青果物や嗜好香辛料等では過去5年において全ての輸入検査で合格となった品目もあり、これらの品目のように合格率が極めて高く、かつ、病害虫の侵入リスクの低いものについては、病害虫の侵入リスクを踏まえた検査抽出率の引き下げ等を図り、限られた人的資源を適切に配分する一方、重要病害虫の発見事例の多い検査対象については、厳格な対応を行うため、抽出率の引き上げ等を行うべきである。

) また、現在輸出国での栽培地検査を要求している栽培の用に供するえんどう、いんげんまめ、すいかの種子類等の植物は、輸入時の検査では発見が困難な重要病害虫が付着するおそれが高いものであることから、輸入検査体制の重点的な強化を図る必要があると考える。例えば、これら植物について、

a) 栽培地検査を要求している種苗類等について、輸入された種苗類等の一部を栽培することにより、り病状況等を確認するモニタリング調査を新たに実施するとともに、

b) 輸出地での栽培地検査の実施状況や海外での病害虫発生情報を組織的に収集できるよう、輸出国の植物防疫官との協力関係を構築する等により情報収集体制の整備を検討する必要がある。

これにより、輸出国が実施している栽培地検査の方法に対して我が国から改善を要求したり、対象地域の見直しを適切に実施したりできるようになることから、重要な検討項目であると考えられる。この他、現在は栽培地検査を要求していない検疫有害動植物又は植物の追加も含めて検査対象の見直しを検討するとともに、輸出国と協議の上、輸出国での検査の充実を図ることが重要である。

) 更に、有害動植物のリスク管理を適切に行うためには、これらが侵入した場合の危険度に応じ、適切な検疫措置を採用することが重要である。このため、検疫有害動植物については、付着する植物の用途や輸送形態も考慮し、可能な限りリスクの定量的な評価を含めて、随時適切な病害虫危険度解析 (Pest Risk Analysis: P R A) を実施し、有害動植物の種別や植物の用途別に、それぞれのリスクに応じた措置となるよう検証し、対応していくことが適当である。

P R A等調査研究部門の強化

前述のように、有害動植物のリスク管理を行うためには、適切な P R A を実施し、リスクに応じた措置を講じる必要がある。また、輸入禁止対象病害虫に対する適切な検疫措置の実施等を行う上では、国内及び諸外国に対し、我が国の植物検疫措置が科学的なリスク評価に基づく妥当性を有する根拠を明らかにしていく必要がある。このため、現在植物防疫所で実施している有害動植物の P R A について、これらの要請に迅速に応えられるよう抜本的に強化する必要があると考えられる。

このため、P R A を植物防疫所のみで実施するのではなく、その実施計画や実施結果については、外部専門家の方にも参画頂いた上で取りまとめることとし、適切な評価等に基づき、絶えず改善を図ることが必要であると考えられる。また、例えば権威ある国際的な学術誌への積極的な投稿等により、十分に説得力のある科学的証拠の蓄積を図る必要がある。

また、調査研究部門の充実を図るため、大学、独立行政法人、海外の植物防疫機関等、内外の研究機関との交流を含めた研修機会の多様化、外部研究者の受入等により、調査研究に当たる担当職員の更なる能力の向上、新たな知見の集積を図ることを検討すべきである。これらを通じて得られた成果を国内外で積極的に公表し、関係学会とも連携しつつ、学術的基盤を堅固なものにしていく必要がある。

その他充実強化を図るべき事項

木材こん包材の取扱いについて

国際貨物の搬送に用いられるパレット等の木材こん包材（図 - 14）は、繰り返し再利用されること等から、有害動植物の適切なリスク管理措置の必要性が国際的に認識され、2002年3月開催の植物検疫措置に関する暫定委員会（ICPM）において、植物検疫措置に関する国際基準「国際貿易における木材こん包材の規制のための指針」が定められた（表-16）。これを受けて、カナダ、米国等一部の国・地域は、本指針に定められた基準に沿った輸入規制を講じることを表明している。

我が国としては、我が国からの貨物の円滑な輸出を確保するため、これら輸入国における規制に的確に対応するとともに、我が国への輸入貨物の木材こん包材についても、有害動植物の侵入リスク評価を進めているところであり、諸外国の動向を見極めつつ、この評価結果に基づいて適切な措置を講じる必要がある。

（3）食の安全・安心への配慮

輸入植物検疫において、検疫有害動植物が発見され不合格となった植物については、廃棄、輸出国への返送等の他、消毒により対応しているところであり、特に、大量の貨物を迅速かつ完全に消毒する必要があることから、臭化メチルや青酸によるくん蒸処理が一般的となっている（表 - 17）。

このようなくん蒸処理を行うことについては、

経済性・効率性の観点から適切な代替技術が十分に開発されていないこと、

海外からの病害虫の侵入を防ぎ、我が国の農業生産の安全・安定を図る上で不可欠であること

等から、現状では、基本的にはやむを得ないものとする。

しかしながら、近年、農産物の生産・流通における食の安全・安心に対する配慮が一層求められていること、また、オゾン層保護の観点から、植物検疫用の臭化メチルの使用についても、代替技術の利用促進、封じ込め等による放出量の削減が求められていることを踏まえ、

臭化メチル放出削減の一層の努力

温度処理、二酸化炭素利用等による消毒技術や臭化メチル代替剤の一層の開発推進

食の安全・安心に対する要請に応えるためには、消費者等への情報提供が重要であることから、消毒方法等に関する情報のより分かりやすい形での提供

等を行う必要がある。

(4) 輸出入・港湾手続の24時間・365日化等貿易・物流分野のニーズへの対応

国際貿易物流における港湾間の国際競争が激化する中、港湾地域における国際競争力のあるサービスと低コストを実現するため、国際港を抱える自治体等から、植物検疫を含む輸出入・港湾・通関手続について、様々な要望が出されている。中でも、多くの自治体から要請を受けている通関手続のフルオープン化にあわせた植物検疫の24時間・365日化への要望に対して、植物防疫所としても必要な体制の整備に努める等、適切に対応していく必要がある。具体的には、要望を提出している自治体等関係者と、輸入貨物の状況、検査場の設定等の条件について協議し、適切に人員を配置する等の対応を図る必要がある。

また、このような社会的ニーズに基づく新たな要望に適切に対応する必

5 病害虫防除等に用いられる臭化メチルは、モントリオール議定書に基づき、平成17年(2005年)までに全廃されることとなっているが、検疫消毒用の臭化メチルはこの全廃対象の例外となっている。

要がある一方、植物防疫所の業務内容全般の見直しを行い、情報システムの管理運用等、植物防疫官の中核業務とは異なる周辺業務については外部委託を進めるとともに、業務量に応じた人員の適正配置等に努めるべきである。

- (5) 生物多様性の保全等植物検疫以外の分野からの新たなニーズへの対応
前述のように、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の成立に伴い、植物防疫所は、未承認の遺伝子組換え植物が混入して輸入されるおそれが高い場合などを対象に、混入の有無等を検査することとしている。

これに加えて、特定外来生物被害防止法案が国会に提出、審議されるなど、外来種（移入種）による生物多様性への影響の防止の必要性が議論されている。このような中、我が国の生態系を保全する観点から、昆虫等の外来種の水際でのチェックを植物防疫所が積極的に担うべきとの意見もあり、外来種の輸入規制に関して植物防疫所が可能な限りの協力を行うことを否定するものではない。

しかしながら、外来種対策の重要性は認められるものの、法目的が異なる植物防疫法に基づいて生態系の保全を図ることには限界があると考えらるべきであり、植物検疫分野以外からの新たなニーズに対しては、植物検疫が本来果たすべき使命を損なうことのないように留意しつつ、植物防疫官の専門性が活かされる分野について可能な限り積極的に対応すべきである。

- (6) その他

輸出検疫体制の強化

我が国から植物を輸出する場合には、輸入国等が要求する検疫上の条件を満たす必要があることから、植物防疫法に基づき、輸出植物の検査が実施されている。我が国からの農産物輸出については、近年、アジア諸国の経済発展に伴う所得の向上と日本食文化の理解の進展を背景に、国内各地の農産品のマーケティング等輸出に向けた積極的な動きが見られ、農林水産省が積極的に各種の輸出促進対策を講じてい

るところである。これら農産物の輸出条件を整備するため、輸出植物検疫について、諸外国の検疫条件に係る情報の提供体制を強化するとともに、輸入国の検疫上の要求条件を満たすための技術開発や、産地における輸出園地の病害虫管理に対する支援に一層努める必要がある。

植物防疫所業務の広報の充実

水際における病害虫の侵入防止という、我が国農業生産の安全を図る上で非常に重要な役割を果たしているにもかかわらず、植物防疫所の役割・業務内容等については、広く一般国民に知られているとは言い難い。また、新たな病害虫の侵入を未然に防止する観点からは、旅行者等がみやげ用として輸入禁止植物を誤って国内へ持ち込むことのないよう、我が国の植物検疫の内容や必要性について一層PRに努める必要がある。このため、今まで以上に植物検疫を中心に、植物防疫所の業務を積極的に広く国民にPRすることが重要である。このため、

）情報発信・交換の拠点となる植物防疫所ホームページの一層の充実に努めること、

）日本国内及び日本行きの便の多い海外の海空港において旅行者等に対する啓発・注意喚起の強化、並びに日本国内の海空港における携帯品検査の強化を図ること、

）植物防疫所において、平成15年度より開始した農林水産省におけるインターンシップ等を活用し、学生の受入を今後積極的に実施すること

等の活動を行っていく必要がある。

おわりに

平成15年5月7日の第1回研究会以来、これまで6回の研究会を開催し、植物検疫の在り方について検討を進めてきた。その間にも、りんご火傷病の植物検疫措置に関するWTO勧告の実施、輸入貨物のこん包材の規制の検討等、我が国の植物検疫を巡る情勢は刻々と変化を見せている。

我が国も推進する自由貿易協定（FTA）の拡大が示すように、今後とも国際物流の拡大が見込まれる中、国境を越える物資の交流がもたらす病虫害侵入のリスクに適切に対処するためには、引き続きこのような内外の情勢変化を的確に見極め、検疫技術及び制度面の検討・改善を着実に進める必要がある。

このため、本研究会としては、本報告書の提言に対する実施状況や新たな情勢の変化に対応した方向性を検討するためのフォローアップが必要であると認識しており、今後も、必要に応じて本研究会を開催することとしたい。

（以上）